

◇保育料について

0歳児クラスから2歳児クラス

(1) 保育料について

- ・保護者の市民税所得割額で階層が決まり、8ページの真岡市保育料表により保育料が決定されます。(父母に十分な収入がなく、同居の祖父母が主たる生計維持者の場合は、祖父母のどちらか市民税所得割額の高い方を算定に含みます。)
- ・市民税所得割額の確認ができない場合は最高階層(第12階層)で算定します。

(2) 保育料の請求について ※原則口座振替です。

- ・公立・私立保育所の保育料は、真岡市が請求します。
- ・認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設の保育料は、利用する施設が直接請求します。

※1 保育料は月単位です。毎月1日に在籍している方はその月の出席・欠席や途中退所でも1か月分がかかります。

※2 特別な保育(延長保育等)を利用すると別途、利用料がかかります。

※3 保育料のほかに、各施設が集める雑費等がかかります。

(3) 保育料の決定について

4月～8月の保育料 前年度の市民税所得割額から算定	9月～翌年3月の保育料 当年度の市民税所得割額から算定
------------------------------	--------------------------------

9月分の保育料から、算定に用いる税額年度が切り替わるため、「利用者負担額(保育料)決定通知書」を郵送します。

(4) 保育料滞納に対する児童手当の取扱いについて(公立・私立保育所)

- ・保護者の方に負担していただいている保育料は、保育園の運営やサービスの向上にあたり必要不可欠な料金です。
- ・保育料に滞納がある場合、年6回支給される児童手当からの納付をお願いしております。
- ・保育料を期限内に納付されている方とされていない方との公平性を確保するため、趣旨をご理解の上、保育所入所申請時に下記の書類をご提出ください。

【提出書類】

「利用者負担金(保育料)、副食費、延長保育料の滞納に係る承諾書」

※1 保育料に滞納がある場合、児童手当を現金支給に切り替え、支給される児童手当から未納分の保育料をお支払いいただきます。

◇保育料について

3歳児クラスから5歳児クラス

(1) 保育料について

- ◆公立・私立保育所、認定こども園
- ・保育料無償化の対象となります。

(2) 対象経費について

利用施設別の無償化対象経費

(○＝対象、△＝保育の必要性がある場合のみ対象、×＝対象外)

利用施設	保育料	延長保育	その他※1
認定こども園（教育部分）	○	△※2	×
保育所（公立・私立） 認定こども園（保育部分）	○	×	×

※1「その他」とは、施設の管理費や、通園バスの利用料や行事等に係る費用等です。

※2「保育の必要性がある場合」とは、3ページの「保育所(園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育施設が利用できる要件」と同等になります。

(3) 給食費について

- ・給食費には主食費（ごはん、パン等）と副食費（おかず、おやつ等）があります。
- ・副食費について年収360万円未満相当世帯の子どもについては、免除されます。
- ・副食費について年収360万円以上相当世帯で免除対象者となるのは、下記のとおりです。

副食費免除対象者

- ・認定こども園（幼稚園利用）
小3までの子どもから数えて第3子以降の子ども
- ・公立・私立保育所、認定こども園（保育利用）
就学前の子どもから数えて第3子以降の子ども

- ・上記に該当しない場合の第2子以降の子どもは、**4,900円**を上限に補助があります。
- ・副食費の免除対象者や補助対象者には、通知書を郵送します。

(4) 副食費滞納に対する児童手当の取扱いについて（公立保育所）

7ページ(4)保育料滞納に対する児童手当の取扱いについて（公立・私立保育所）と同様の扱いになります。